4．借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明（法第16条第２項第３号）

この規定は、誘引等を目的として、資金需要者がどのような状況に置かれていようと、必要以上に容易に借り入れが可能であると誤認してしまう旨の表示をすることを規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものとは、例えば以下の表現が考えられる。

①　貸付審査を全く行わずに貸付けが実行されるかのような表現。

例）ア　面倒な手続一切不要
イ　出ます出ます、どーんと貸付け
ウ　ジャンジャン融資
エ　完全融資
オ　無制限貸出し
カ　必ず貸します
キ　100％ご満足
ク　お断りすることはありません
ケ　名刺１枚でご融資ＯＫ
コ　希望額ＯＫ
サ　その場で○○万円
シ　年齢不問
ス　どなたでも貸します
セ　ご夫婦で○○万円
ソ　無条件、無審査で○○万円
タ　ズバリ貸します
チ　借入れができない方・借入れが困難な方
ツ　審査基準が大幅にダウン
テ　職業、件数、残額など一切問いません
ト　当社がだめならあきらめて下さい
ナ　無理と思わず相談下さい
ニ　コンピュータ審査なし
（※当店の審査基準に基づいた審査を行っています旨の表示があれば可）
ヌ　簡単審査・簡易審査・即答審査
ネ　即時融資、即答振込
ノ　マイカー給油の間に
ハ　秒速借入・秒速返済
ヒ　借りやすさＮｏ．１
フ　大丈夫、なんとかします
ヘ　スピード融資
ホ　即日融資・即日振込
（※申込み時間帯によっては対応できない旨の表記があれば可）
マ　お財布感覚
ミ　何回でも借入れ可能
（※極度方式基本契約であれば可）
ム　お気軽コース
メ　ササッとキャッシング
モ　ラクラクキャッシング
ヤ　大きく借りてイキイキライフ
ユ　簡単・ラクラク・誰にも会わず
（※自動契約機等に関する広告の場合）
ヨ　業界一の簡単キャッシング
ラ　どこよりも簡単
リ　どんな状況でも
ル　○○ローン今月に限り無条件融資

②　債務整理を行った者や破産免責を受けた者にも容易に貸付けを行う旨の表現。

例）ア　ブラック可
イ　無理と思わず相談下さい
ウ　破産歴のある方でも大丈夫
エ　他店で債務整理した方も大歓迎
オ　リセットＯＫ
カ　リセットの方歓迎

③　他社借入件数、借入金額について考慮しない貸付けを行う旨の表現。

表現例は、基準Ⅲ－３を参照

5．公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明（法第16条第２項第４号）

これに抵触するおそれがある表示とは、例えば以下の表現を用いた表示または説明が考えられる。

例）ア　「年金受給者」「年金担保」「年金立替」「年金信用融資」
イ　「恩給」「恩給担保」「恩給立替」
ウ　シルバー（熟年）、高齢者
（※収入がある旨を表示すれば可）

6．貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明（法第16条第２項第５号）

これに抵触するおそれがある表示とは、例えば、貸付けの利率以外の利率(例；割引率、利用率など）を表示する文字が、貸付けの利率を表示する文字より大きいものなどをいう。

Ⅳ．その他留意事項

1．その他適切ではない表現

資金需要者等が、その表示内容や役務について、的確に判断できるかどうか疑わしい表示やその表示にある状況の根拠が世間一般に対し、明確に認識されておらず不当表示とみなされる表示などは資金需要者等の利益の保護の観点から、適切でない表現に該当し、例えば以下の事項が考えられる。

①　利息等に関する表示については、明瞭かつ正確な表示をしなければいけないと定められているが、これに基づかない不適切なおそれがある表示として、例えば以下のような表現が考えられる。

例）ア　通常利息　年○○%以下
イ　納得のいく利息
ウ　３分で融資
エ　低利で融資中
オ　法定金利以下
カ　「遅同」「要審」「自返」
（※意味が不明確な略語）

②　事実に基づかない表現により、資金需要者等に誤認させるおそれのある表現とは、例えば以下のような表現が考えられる。

例）ア　財務省公認・金融庁公認・（都道府県）公認
イ　○○知事免許
ウ　（都道府県）認可
エ　日本一・日本最大
オ　財務省登録・金融庁登録
カ　財務大臣登録店舗・金融庁長官登録店舗
キ　ご利用○万人突破
ク　○○○店目標
ケ　全国一円支店網
コ　全国ネットの我社に
サ　上場予定
シ　業界屈指
ス　世界○カ国で○億人
セ　創業○○年
ソ　前例のない・他にはない
タ　世界で最も尊敬される企業
チ　信頼できる
ツ　画期的オープン
テ　銀行
ト　金庫

③　貸付けの利率が、他の貸金業者の貸付けの利率よりも低い旨を比較表現を用いたり、具体的数字を示さずにする表示。例えば以下のような表現が考えられる。

例）ア　低利の我社にまとめてみませんか
イ　超低利、低利最低どこよりも安い
ウ　１／２のお利息

④　携帯電話番号の表示。

⑤　不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法第３条第１項の規定に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する広告。

2．その他必要な表示事項

資金需要者等の利益を保護するために、以下の事項を表示するものとする。

①　審査をする旨。
②　貸付けの種類ごとの限度額。
③　礼金、割引金、手数料、調査料等の費用を徴求する場合は、その名称。
④　「無人契約受付機」「無人契約機」「無人コーナー」等の広告を表示する場合は、「自動契約機」と併記し、自動契約機も店頭と同様の審査を行っている旨。
⑤　不動産担保金融等の場合、手数料（事務手数料、融資手数料等）及び期限前償還の違約金を徴収する場合は、その旨及び料率。
⑥　返済例を表示する場合は、貸付けの利率の上限の率で計算した場合の返済例。
（※貸付け金額は10万円以上とし、期間については１ヶ月を基準とする）

附　則

1　この基準は、平成20年８月１日から適用する。

附　則（平成21年６月16日改正）

1　この基準は、平成21年８月１日から適用する。

2　平成22年７月31日までの電話帳発行分については、原稿締切り期日、掲載契約期間等の相当の理由により、出稿審査の時間をとる事が困難な場合は、広告出稿審査の申請及び協会承認番号の取得を要しないものとする事ができる。ただし、協会へ「媒体社による審査完了報告書」を、媒体審査終了後、速やかに提出するものとする。

なお、平成22年８月１日以降の電話帳発行分については、協会承認番号の取得は必須とする。

附　則（平成22年６月11日改正）

1　この基準は、平成22年６月18日から適用する。

附　則（平成22年９月28日改正）

1　この基準は、平成22年10月１日から適用する。